

4 公共施設等の管理に関する基本的な方針

公共施設等の現状や課題、人口動向、公共施設の更新費用推計及び将来の財政シミュレーションなどの基本的な認識を受け、公共施設等の管理に関する基本理念と基本方針を次のとおり示します。

(1) 基本理念

【基本理念】

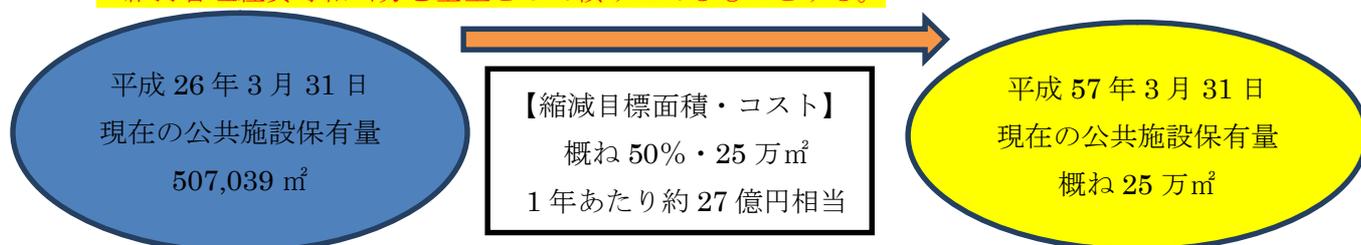
『将来へ持続可能な行政運営のために

「身の丈にあった」公共施設等保有量への転換をはかります！』

(2) 基本方針

本市の公共施設の保有量は、同水準の人口規模の自治体と比較して2倍程度の状況であり、これらの公共施設等をすべて維持していくと仮定した財政推計では、収支差額が大きなマイナスとなり、運営不可能であるということがわかりました。また、本市の人口は、30年後には3万人台にまで減少する推計となっており、現在の公共施設等を維持することは、ますます身の丈にあわない状況となっていくます。そこで、以下の方針で公共施設等の管理を行っていきます。

- ① 新たな行政需要が生まれた場合であっても、既存施設の有効活用を図るものとし、原則として新規施設は建設しない。止むを得ず新設する場合は、同等の面積以上の施設を縮減する。
- ② 既存施設の更新（建替え）にあたっては行政サービスの必要水準（質）及び総量に着目し、既存施設を活用した複合施設を検討する。なお、建替え後の面積は、建替え前の面積を上回らない。
- ③ 将来の人口推計及び財政シミュレーションから、持続可能な行政運営ができる規模まで公共施設保有総量で約50%、25万㎡を目標に縮減する。
- ④ 公共施設マネジメントを一元管理する部署を設け、全庁的な観点から合理的な意思決定を行う。
- ⑤ PPP³⁷/PFI³⁸等、民間活力を活かした行政サービスの展開や収入増に向けた様々な取組みを続けるなど、地域経営を意識した施設運営を図る。
- ⑥ 本方針を基に、個別具体的な実施計画となる公共施設再編計画を策定する。なお、計画策定にあたっては、具体的検討を図る組織を必要に応じて設けるものとする。
- ⑦ 本計画の縮減目標面積等を下回る公共施設再編計画となる場合は、後世への負担を軽減するための維持管理経費等相当分を基金として積み立てるものとする。



³⁷ Public Private Partnership の略。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの

³⁸ Public Finance Initiative の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法をいう